

議第22号

財産の無償譲渡について

県は、次により財産を無償譲渡するものとする。

- 1 譲渡しようとする財産
  - (1) 建 物 山形市上桜田三丁目2番21 208.15平方メートル
  - (2) 工 作 物 山形市上桜田三丁目2番21
- 2 評 価 額 46,647,272円
- 3 譲渡の相手方 山形市上桜田三丁目4番5号  
学校法人 東北芸術工科大学  
理事長 根 岸 吉 太 郎
- 4 譲渡しようとする理由  
学校用施設に使用するため、無償譲渡をするものである。

提 案 理 由

山形エコハウスの建物及び工作物について無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものである。